

児童手当制度のご案内

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1333

児童手当は、これからの社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

▶対象

市内に居住し、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している市内在住者
※父母ともに児童を養育している場合、請求者は、原則として所得の高い人になります。

▶支給時期 2月、6月、10月の各月10日（それぞれの前月分までの手当を支給）

※10日が土・日・休日の場合は、直前の平日が支払日となります

●受給するには申請が必要です

次のものを用意して窓口へお越しください。なお、公務員は勤務先での申請となります。

▶用意

- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ・本人確認できるもの（運転免許証等）
 - ・申請者本人及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
 - ・申請者名義の金融機関の預金通帳
 - ・申請者が国民年金以外に加入している場合は、申請者の健康保険証の写し又は年金加入証明書
- ※その他、必要に応じて書類（所得課税証明書等）を提出していただく場合があります。

●届出内容の変更など手続きが必要なとき

毎年6月の現況届・他の市区町村に転出するとき・出生などにより児童が増えたとき・金融機関を変更したとき・児童と別居したとき・児童が施設に

支給される手当額

年齢要件など	支給月額
3歳未満	15,000円
3歳以上	第1子・第2子 10,000円
小学校修了前	第3子以降 15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	一律 5,000円

※第○子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です。
※所得制限限度額は、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

入所したとき・婚姻又は離婚により生計を維持する程度の高い人が変わったとき・公務員になったとき・個人番号（マイナンバー）が変更になったなどのときは、窓口で手続きしてください。

※手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなることや、遡って手当を返還していただくことがあります。

●その他の手当（重複受給可）

【児童扶養手当】

父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人や、児童を養育している父又は母に一定の障害があるときに手当を支給します。

【特別児童扶養手当】

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※認定後、申請月の翌月分からの支給となります。

★本庄保健所 ☎ 6481

対象 現在受給者証をお持ちで、引き続き治療が必要な20歳未満の人の保護者

受付期間

6月15日(木)～7月31日(月)（土・日・祝日を除く）

申請場所 本庄保健所

必要書類 申請書・医療意見書・健康保険証の写し・市県民税（非課税）証明書

国民年金からのお知らせ

平成29年度

納付 ▶国民年金保険料額

月額 16,490円（平成28年度から230円引き上げ）
※保険料は、まとめて前払い（前納）することで割引が受けられます。

受給 ▶老齢基礎年金額

年額 779,300円（物価変動率により平成28年度から0.1%引き下げ）
※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

受給 ▶障害基礎年金額

年額 1級 974,125円（物価変動率により平成28年度から0.1%引き下げ）
2級 779,300円
※18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子がいる場合、別途「子の加算」があります。

現在年金を受給されている人には、6月上旬に日本年金機構より年金額についてのお知らせが送付されます。ご自身の詳しい年金額についてはそちらでご確認ください。

「学生納付特例制度」のご案内
国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し、保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく、保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。
承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間（Ⅱ受給資格期間）に算入されるうえ、病気や事故などによる障害・死亡のときの障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。
4月より平成29年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。
※申請は、毎年度必要です。
対象 前年所得が一定額以下の学生
手続き先 市民課（市役所1階）又は市民福祉課（アスパピアこだま内）
用意 年金手帳、印鑑、申請年度の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー）又は在学証明書

受け取る年金額を増やす・減らさないための方法は？

○例 付加保険料を20年間（240月）納付した場合

- ・付加保険料の総納付額 400円×240月＝96,000円
 - ・将来受け取れる付加年金額 200円×240月＝48,000円（年額）
- 2年受給すると支払った分の元が取れ、しかも付加年金は生涯受給することができるので大変お得です。

▼付加保険料の納付
毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」です。
※付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなります。
※国民年金基金加入者や保険料の免除等を受けている人は利用できません。
対象 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者（65歳未満）
手続き先 市民課又は市民福祉課
用意 年金手帳、印鑑

▼追納
保険料の免除等を受けていた期間は、受給資格期間には算入されませんが、将来受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。ただし、この期間は10年以内であれば後から保険料を納めること（Ⅱ追納）ができ、追納すると初めから納めていたのと同じ扱いになります。受け取る年金額は減少しません。なお、3年度目以降の追納は、当時の保険料に一定の加算金がかかります。
対象 過去10年以内に、免除（若年者）納付猶予、学生納付特例を受けた期間のある人
手続き先 市民課又は市民福祉課
用意 年金手帳、印鑑

年金の請求手続きを忘れずに！
年金を受け取るには、自分で年金の請求手続きをする必要があります。受給資格を満たしている人に対しては、受給開始年齢になるときに、日本年金機構又は共済組合等から「年金請求書」が送付されますので、忘れずに手続きしてください。
★市民課国民年金係 ☎ 1114
4、市民福祉課市民事務係 ☎ 1333
☎ 048-522-5012

小児慢性特定疾病医療費 支給継続申請の受け付けを開始します

小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受け付けが始まります。

対象者は、必要書類を持参のうえ、本庄保健所で継続申請の手続きを行ってください。なお、書類は本庄保健所から郵送されます。次のものを用意して窓口へお越しください。